学校いじめ防止基本方針

令和８年４月１日

登米市立石越中学校

目　次

はじめに
Ⅰ いじめ防止等の対策に関する基本理念 …… 3
Ⅱ いじめの定義
Ⅲ いじめの理解 …… 5
Ⅳ いじめの防止等に関する基本的考え方
1 いじめの防止 …… 5
（1）基本的考え方
（2）いじめの防止のための措置
2 早期発見 …… 8
（1）基本的考え方
（2）いじめの早期発見のための措置
3 いじめに対する措置 …… 9
（1）基本的考え方
（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応
（3）いじめを受けた生徒又はその保護者への支援
（4）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
（5）いじめが起きた集団への働き掛け
（6）ネット上のいじめへの対応
4 その他の留意事項 …… 14
（1）いじめ対策年間指導計画等
（2）組織的な指導体制
（3）校内研修の充実
（4）校務の効率化
（5）学校評価
（6）地域や家庭との連携について
Ⅴ いじめの防止等の対策のための組織 …… 15
1「いじめ対策委員会」の設置 …… 15
2「いじめ対策委員会」の役割 …… 15
3「いじめ対策委員会」の構成 …… 16
4「いじめ対策委員会」の構成員の役割 …… 17
Ⅵ 重大事態発生に係る調査を行うための組織 …… 19
1「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）…… 19
（1）いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき…… 19
（2）いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき…… 19
（3）その他…… 19
2「いじめ問題調査委員会」の役割…… 19
3「いじめ問題調査委員会」の構成…… 19
（1）学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合…… 19
（2）学校の設置者が調査主体となる場合…… 20
Ⅶ 重大事態発生に係る調査 …… 21
1 事実関係を明確にするための調査の実施 …… 21
2 調査の方法 …… 21
（1）いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合
（2）いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合
（3）調査を行う際のその他の留意事項
3 調査結果の提供及び報告 …… 22
（1）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
（2）調査結果の市町村長への報告
（3）いじめた生徒及び保護者への説明
（4）他の保護者への対応
4 その他の留意事項 …… 23
（1）地域住民等への対応
（2）マスコミへの対応
（3）その他
＜資料①＞ いじめ発見のためのアンケート …… 28
＜資料②＞ 教育相談体制 …… 29
＜資料③＞ いじめ発見のためのチェックシート（保護者用） …… 31
＜資料④＞ 教師用・学校用チェックシート …… 33
＜資料⑤＞ いじめ対策年間計画（石越中学校） …… 36
＜資料⑥＞ 学校評価の進め方（例） …… 38
＜資料⑦＞ 重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」 …… 39
＜資料⑧＞ 生活アンケート（石越中学校） …… 41
＜資料⑨＞ 安心して過ごせる学校を目指して（市教委いじめアンケート） …… 43
＜資料⑩＞ 学校における取組のポイント …… 45

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

よって、石越中学校の生徒の尊厳を保持するため、登米市及び登米市教育委員会・石越中学校・地域住民・各家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

Ⅰ　いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、石越中学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、登米市及び登米市教育委員会、石越中学校、地域住民、各家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

Ⅱ　いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努め

る。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。また、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒や周辺の状況等を客観的に確認することにも配慮する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいて、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○ 仲間はずれ、集団による無視をされる
○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○ 金品をたかられる
○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

Ⅲ いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

Ⅳ いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの防止

（1）基本的考え方

未然防止の基本は、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供・安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートで検証したり、日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続していく。

（2）いじめの防止のための措置

① いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

・ 主任者会や職員会議において、本校生徒のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。
・ 配慮を要する生徒の理解と支援のための共通理解を図る。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての職場体験学習や宿泊体験学習などの社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また、授業や係活動、清掃活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、
・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

等についても、実例（裁判等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかわっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、生徒一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの生徒も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに、生徒が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめを受けている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させる。特に次の点について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

④　自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることので

きる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、学習指導、特別活動、部活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異校種間等で適切に連携して取り組む。

⑤　生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒会を中心にした「いじめ問題を考える全校集会」など、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、生徒会の取組を推進する。この際、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、生徒の取組を陰で支える役割に徹する。

2　早期発見

（1）基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

（2）いじめの早期発見のための措置

①　実態把握、情報共有

いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

- 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の生徒の様子に目を配る。
- 生活ノート（石ちゃんノート）等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- １か月に１回、学校生活についてのアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- 放課後等に教育相談（含チャンス相談）の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。

・　ＰＴＡ総会、学年・学級懇談会、三者面談などの機会に、保護者用のいじめチェックシートを活用し保護者から情報を得る。
・　集まったいじめに関する情報は、生徒指導カード（Ｂ票）に入力するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。
・　スクールカウンセラーとのグループ面談や個人面談を活用し、生徒の交友関係や悩みを把握する。
・　欠席が３日続いた生徒については家庭訪問を行い、いじめや友人関係等で悩んでいないかなどの確認を行う。

②　体制整備とその点検

生徒や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒や保護者との信頼関係を築くようにする。

また、教職員が生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用のいじめチェックシートを活用し、定期的に体制を点検する。

３ いじめに対する措置

（１）基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①　生徒の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

②　組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会で直ちに共有す

る。その後は、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って、学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

生徒から学校の教職員にいじめ（疑い含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

③　警察との連携

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署（佐沼警察署生活安全課）と連携して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに佐沼警察署に通報し、適切に援助を求める。

（３）いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

①　いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的支援策を示す。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

②　保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた生徒が不安を感じるときなどは、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

③　教育環境の確保

いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた生徒を別室において指導することとしたり、出席停止制度[1]を活用したりするなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた生徒の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

④　支援等の継続

いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

①　再発防止

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

②　保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③　いじめた生徒への指導等

担任等は、いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

1　児童の出席停止（学校教育法第３５条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為

三 施設又は設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

２市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取 するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

３前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
４市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている生徒のつらさに気付かせる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。

また、当該生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒[2]を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、佐沼警察署と連携して対処するとともに、登米市教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（５）いじめが起きた集団への働き掛け

①　「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、ＭＡＰや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじ

[2]懲戒とは、学校教育法施行規則第２６条に定める退学（公立義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

めの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど、五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

② 望ましい集団づくり

いじめが解消している状態に至った上で、生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものとする。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（6）ネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに佐沼警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ネットパトロール[3]と情報モラル教育[4]

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や登米市教育委員会と連携するとともに、職員によるネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県２４時間いじめ相談ダイヤル」、東部教育事務所の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス)、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警（佐沼警察署生活安全課）の協力による

[3] ネットパトロール（H21、5、1 高校教育課事業） ネット被害未然防止対策事業の一環として、仙台市を除く全ての小・中・高等学校、特別支援学校を対象として、いじめや不登校などのトラブルを活発にするとされるネット上の学校裏サイトを業者委託により監視し、問題のある書き込み等に対する対応を実施。

[4] 情報モラル教育 県教育総合センターでは、「みやぎの情報モラル総合サイト」を開設（H21～）し、校内研修や各教科等の授業で活用できる資料等を公開。

「ネット被害未然防止」の講話を行い、生徒のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 その他の留意事項

（1）いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な「いじめ対策年間計画」を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

（2）組織的な指導体制

いじめ問題に適切に対応するため、校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策組織」として、いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

（3）校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけて実施する。

（4）校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。

（5）学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、ＰＤＣＡサイクルに基づいて評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定

や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

（６）地域や家庭との連携

ＰＴＡ総会や学年・学級懇談会、ホームページなどにおける学校基本方針の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりの地域全戸配付、ホームページ等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

Ⅴ いじめの防止等の対策のための組織

１　「いじめ対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

２　「いじめ対策委員会」の役割

いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

＜未然防止＞

○　いじめの未然防止のため、いじめがおきにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

＜早期発見・事案対処＞

○　いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。

○　いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

○　いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

○　いじめの被害児童生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

＜学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組＞

○　学校いじめ基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

○　学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

○　学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む。)

３　「いじめ対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

＜学校の教職員＞

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ・長欠担当者、養護教諭、各学年主任、その他の関係職員（学級担任等）

＜心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者＞

※必要に応じて

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

・学校医、警察官経験者、学校運営協議会委員等

＜保護者や地域住民等＞

※必要に応じて

・保護者の代表（ＰＴＡ会長・ＰＴＡ安全支援部長）

・生徒の代表（生徒会執行部役員等）

・長根駐在所長、駅前駐在所長

・民生児童委員会長、民生児童委員副会長、主任児童委員、人権擁護委員

※上記構成員でいじめ・長欠対策委員会を実施する。（７月）

4 「いじめ対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

〈学級担任〉

・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないよう、指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉

・学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈生徒指導主事、いじめ・長欠担当者〉

・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

〈管理職〉

・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
・生徒が自己有用感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。
・生徒会によるいじめ根絶集会など、生徒が主体的に参加する取組を推進する。

2 早期発見のための措置

〈学級担任〉

・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さない。
・休み時間や放課後の生徒との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

〈養護教諭〉

・保健室利用の児童生徒の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

〈生徒指導主事、いじめ・長欠担当者〉

・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。
・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

〈管理職〉

・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

3 いじめに対する措置

いじめ情報

①情報を集める

教職員、生徒、保護者、地域　住民等からいじめ対策委員会に情報を集める。

（学級担任・養護教諭等）

・いじめを発見したら、その場で行為を止める。
・相談や訴えに傾聴する。
・正確な実態把握をする。
・聞き取りは、他の生徒の目に触れないよう、時間・場所等に配慮する。

②指導・支援体制を組む

いじめ対策委員会で指導・支援体制を組む。

（学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、いじめ・長欠担当者、管理職などで役割を分担）

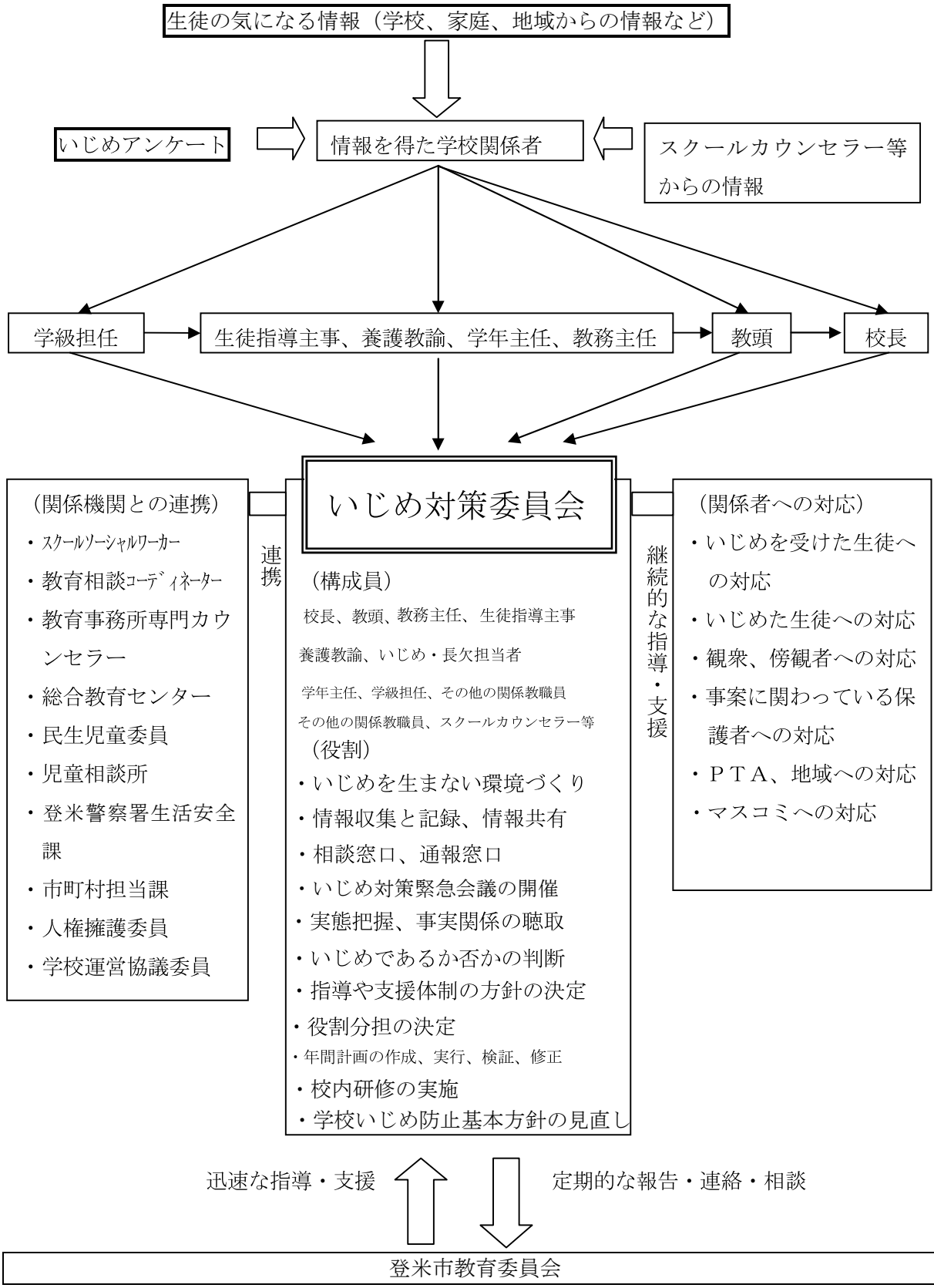
③生徒への指導・支援を行う

●いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
●いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
●いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

③保護者と連携する

●つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

【いじめ対策委員会)】


生徒の気になる情報（学校、家庭、地域からの情報など）
いじめアンケート
情報を得た学校関係者
スクールカウンセラー等からの情報
学級担任
生徒指導主事、養護教諭、学年主任、教務主任
教頭
校長
いじめ対策委員会
（関係機関との連携）
・ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ
・教育相談ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
・教育事務所専門カウンセラー
・総合教育センター
・民生児童委員
・児童相談所
・登米警察署生活安全課
・市町村担当課
・人権擁護委員
・学校運営協議委員
連携
（構成員）
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
養護教諭、いじめ・長欠担当者
学年主任、学級担任、その他の関係教職員
その他の関係教職員、スクールカウンセラー等
（役割）
・いじめを生まない環境づくり
・情報収集と記録、情報共有
・相談窓口、通報窓口
・いじめ対策緊急会議の開催
・実態把握、事実関係の聴取
・いじめであるか否かの判断
・指導や支援体制の方針の決定
・役割分担の決定
・年間計画の作成、実行、検証、修正
・校内研修の実施
・学校いじめ防止基本方針の見直し
継続的な指導・支援
（関係者への対応）
・いじめを受けた生徒への対応
・いじめた生徒への対応
・観衆、傍観者への対応
・事案に関わっている保護者への対応
・ＰＴＡ、地域への対応
・マスコミへの対応
迅速な指導・支援
定期的な報告・連絡・相談
登米市教育委員会

Ⅵ　重大事態発生に係る調査を行うための組織

１　「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

（１）いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

①　生徒が自殺を企図した場合
②　身体に重大な傷害を負った場合
③　金品等の重大な被害を被った場合
④　精神性の疾患を発症した場合など

（２）いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（３）その他

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

２　「いじめ問題調査委員会」の役割

○　発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
○　調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

３　「いじめ問題調査委員会」の構成

（１）学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

①　構成員

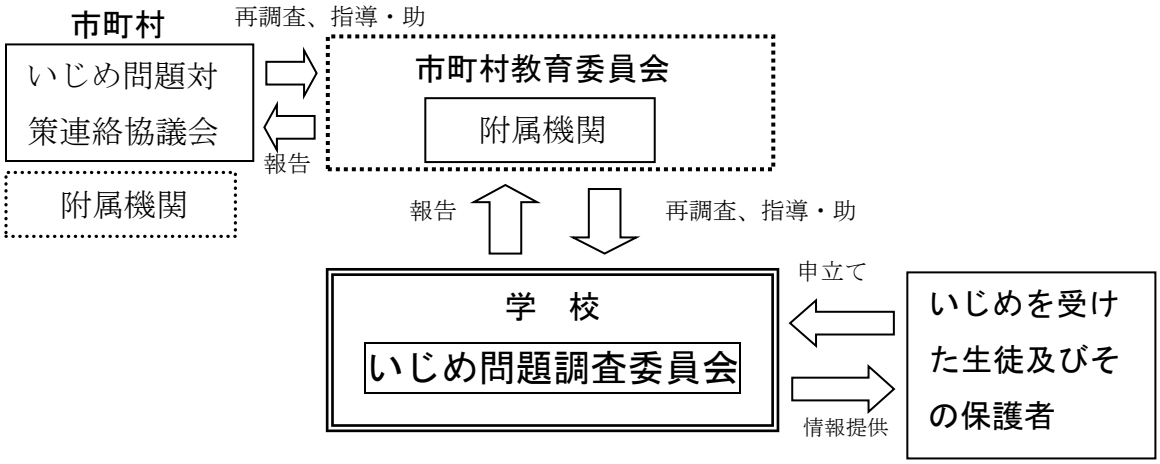
登米市教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

（例）

＜いじめ対策委員会＞・・・母体として
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ・長欠担当者、養護教諭、学年主任、教育相談担当教員、その他の関係職員（学級担任、部活動担当教員等）

＜適切な専門家＞・・・登米市教育委員会の指導を受けて
弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

【いじめ問題調査委員会】（いじめ対策委員会を母体とした場合）



（２）学校の設置者が調査主体となる場合

①　構成員

市町村教育委員会が定める

②　組織図

市町村教育委員会が定める

Ⅶ 重大事態発生に係る調査

1　事実関係を明確にするための調査の実施（いじめ問題調査委員会）

○　「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○　学校は、登米市教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと登米市長が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は登米市教育委員会において調査を実施する。

2　調査の方法

（1）いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

①いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う〈資料７、P32～33 参照〉。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

②調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

③いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

④調査を行うに当たっては、登米市教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

（2）いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

（３）調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

３　調査結果の提供及び報告

（１）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○　いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。

○　これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

○　質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

（２）調査結果の市町村長への報告

調査結果については、登米市教育委員会を通じて登米市長へ報告する。

上記（１）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて登米市教育委員会を通じて登米市長へ送付する。

（２）いじめた生徒及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行う。

（３）他の保護者への対応

ＰＴＡ役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

４ その他の留意事項

（１）地域住民等への対応

・　地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者を教頭とし、電話の内容を教務主任がメモをとる。

（２）マスコミへの対応

・　マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。

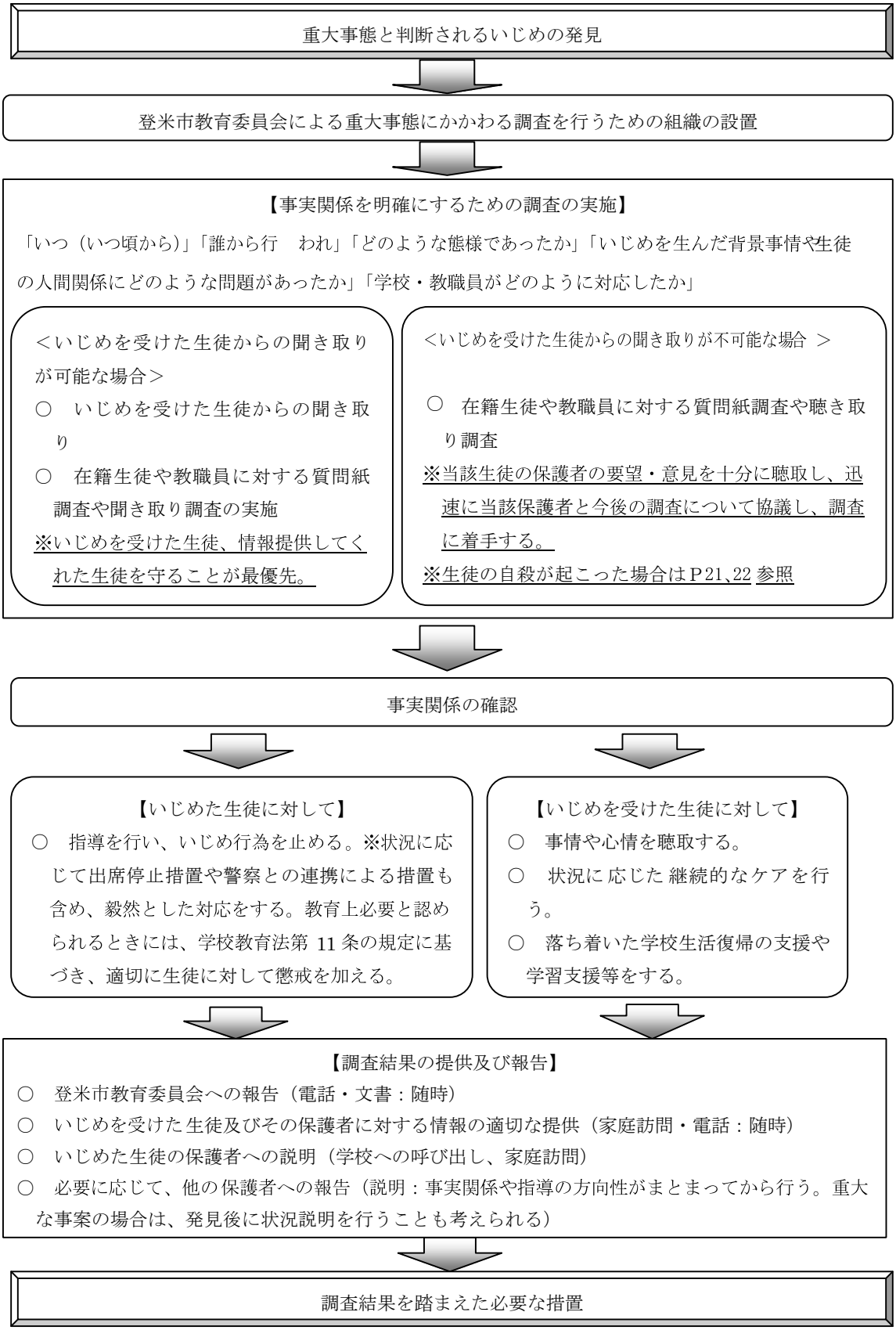
・　特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、登米市教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

（３）その他

・　生徒の心のケアに配慮するために、必要に応じてカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、登米市教育委員会をとおして要請する。

・　調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応の記録も保管する。

＜事実関係を明確にするための調査のフロー＞※P21～23 の取組の流れを図式化したもの



＜参考＞ 生徒の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自殺の背景調査」における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

① 遺族に対して

・詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
・死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

② 調査内容・方法について

・背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

③ 調査組織について

・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④　情報発信・報道対応について

・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

＜自殺の背景調査のフロー＞※P22 の留意事項を図式化したもの

生徒の自殺という事態（いじめがその要因として疑われる場合）

↓

背景調査を行う組織の設置

↓

【背景調査の準備】

○　背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○　在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○　死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○　詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

↓

【背景調査の実施】

○　背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。

○　客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

○　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

↓

調査結果を踏まえた必要な措置

〈資料１〉いじめ発見のためのアンケート

生徒の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的に簡易アンケート等を実施する。

１　対象　　中学校１～３学年

２　実施について

（１）実施方法

簡易アンケートは、月１回程度ＩＣＴを活用して実施している。結果は早期対応及び学級経営等の参考資料にする。

（２）簡易アンケートの項目

１　学校は楽しいですか？（１つ選択）
ア すごく楽しい　イ 楽しい　ウ まあまあ楽しい　エ 楽しくない
２　学校で楽しいと思う時間にチェックをしてください。　（複数選択可）
ア 全部楽しい　イ 授業時間　ウ 休み時間　エ 給食時間
オ 放課後　カ 部活動　その他:
３ 最近、友達から嫌がることをされたことがありますか？（複数選択可）
ア されたことはない　イ 悪口や意地悪なことを言われた
ウ たたかれたり、押されたりした　エ 無視された
オ おかしくないのに笑われた　カ 持ち物を隠された　その他:
４　あなたは最近、友達が嫌がることをしたことはありますか？（複数選択可）
ア　したことはない　イ　悪口やいじわるなことを言った
ウ　たたいたり，押したりした　エ　無視した
オ　おかしくないのに笑った　カ　持ち物を隠した　その他:
５　最近、友達が嫌がることをされているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？（複数選択可）
ア ない　イ 悪口やいじわるをされていた
ウ たたかれたり押されたりしていた　エ 無視されていた
オ おかしくないのに笑われていた　カ 持ち物を隠されていた　その他:
６　あなたの学校は、どのくらい安心といえますか？（一つ選択）
ア 安心　イ ほぼ安心　ウ 少し心配　エ 心配
７　あなたの学級は、どのくらい安心といえますか？（一つ選択）
ア 安心　イ ほぼ安心　ウ 少し心配　エ 心配
８　学校や学級で、楽しく安心して過ごすために、どんな工夫があればいいでしょうか。

（３）活用例

「学校が楽しくない」「あまり楽しくない」「いじめられている」又は「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査として、見取り、面接、再調査などを実施する。

〈資料２〉教育相談体制

１ 校内における教育相談体制

（１）教育相談に当たって

① 一人一人の児童生徒の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言する。

② 教育相談に当たっては、１対１の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会を捉え、教育活動の実践の中に生かしていく。

（２）教育相談担当教員の配置

① 校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として、教育相談担当教員を置く。

② 担当は、生徒指導主事又はいじめ・長欠担当者とする。

※ただし、この他にも、養護教諭やスクールカウンセラー担当教員等、校内の体制や事情により、担当を充てる。

③ 主な役割

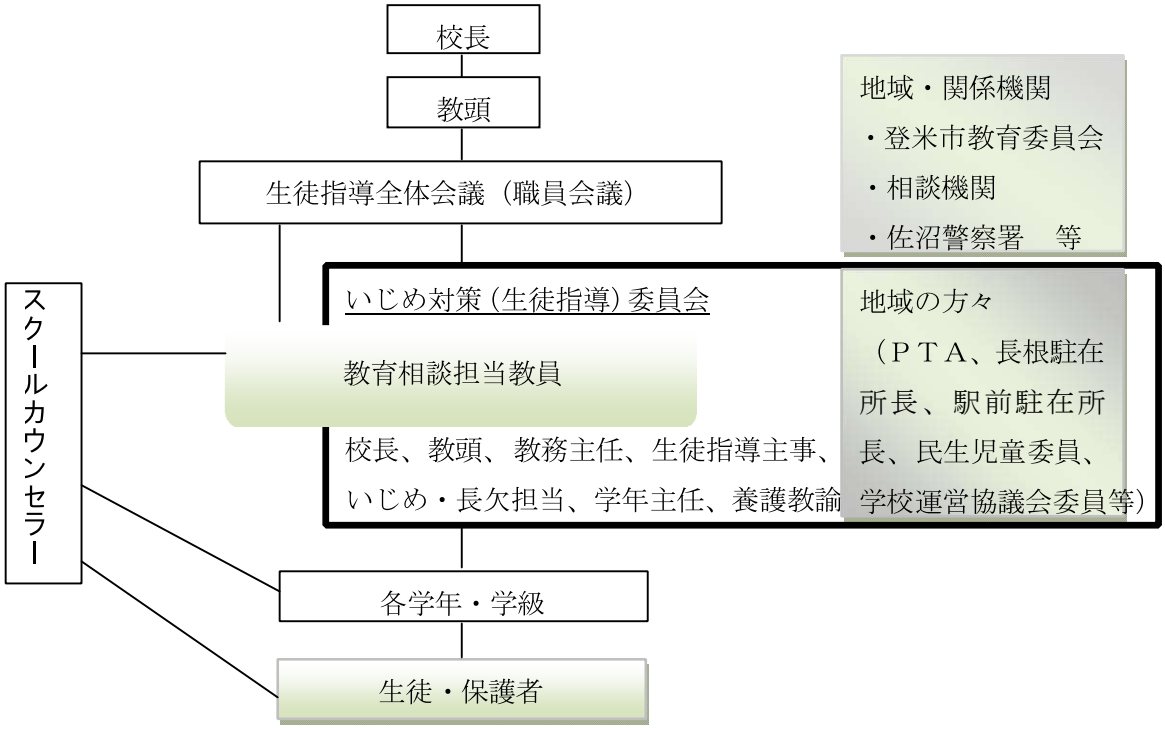
・生徒や保護者に対する教育相談
・生徒理解に関する情報収集
・事例研究会や情報連絡会の開催
・校内研修の計画と実施
・登米市教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

（３）スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで、生徒及び保護者の理解を図り、適切な対応につなげられるよう努める。

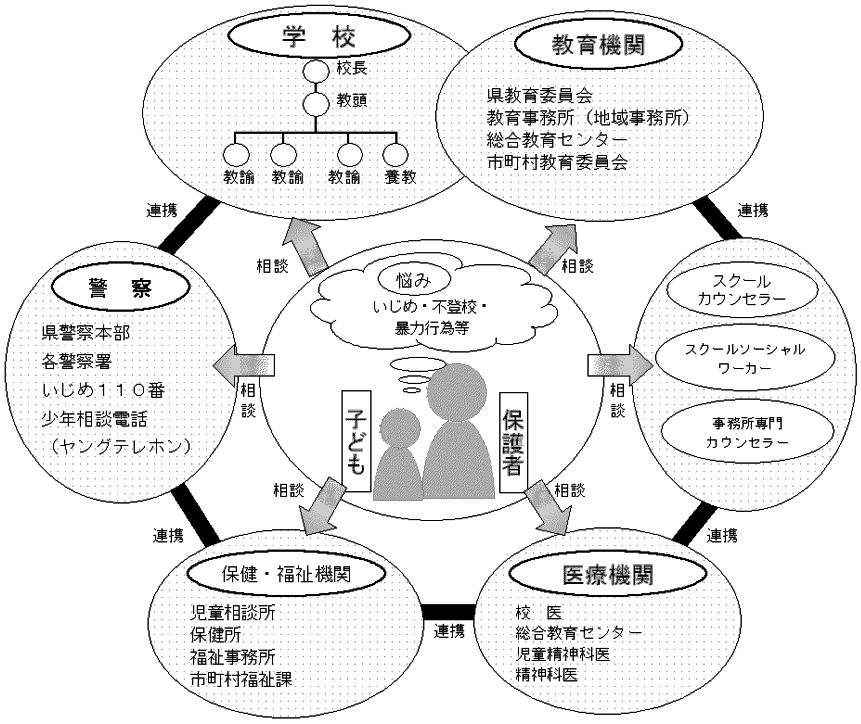
・生徒の不安や悩みについて、専門的・多角的に理解する。
・生徒のコミュニケーションスキルを高める関わりを図る。
・保護者との面談を通して、より一層の生徒理解を図る。
・関係機関との橋渡しをする。
・小中連携における情報共有の補助を行う。
・教員の研修やスキルアップを図る。
・生徒・保護者への心理教育をする。

（４）教育相談に係る校内組織



２　各相談関係機関との連携

各相談関係機関との連携を図り、相談者（生徒、保護者等）の相談窓口を広く確保する。



〈資料３〉いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたり、ふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがらない。		
	学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあったりする。		
友人関係	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でていねいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をすると強く否定する。		
家庭での様子	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
	なかなか寝付けない。		

〈資料４〉教師用・学校用チェックシート

1　いじめ発見チェックシート例（教師用）

	チェック項目	確認
朝の会	遅刻、欠席が増えたり、時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授業中	授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の生徒が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。	
	グループ活動で孤立しがちである。	
休み時間	教室や廊下で、一人でいることが多い。あるいは、自分の机から離れない。	
	休み時間は、トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る生徒が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが、表情がさえない。	
	グループから外れて一人ぽつんとしており、沈みがちになっている。	
給食時間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の生徒が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
	特定の生徒だけが片付けをさせられている。	
清掃時間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の生徒の椅子や机だけが運ばれず、放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
	特定の生徒の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。	

帰りの会	他の生徒の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。	
部活動等	一人で準備や片付けをさせられる。または、休憩中一人でいる。	
	部活動に遅れてくることが多くなる。あるいは頭痛、腹痛、体調不良をよく訴える。	
	特定の生徒にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。	
	理由がはっきりしない、けがや汚れがある。	

2　いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の生徒に声をかけ、生徒の良いところを積極的にほめている。	
	一人一人の生徒に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	生徒同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	生徒の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションを取っている。	
	家庭と連携しながら、生徒の基本的生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
	生徒会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。	
	生徒に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。	
早期発見・早期対応	生徒と触れ合いながら、生徒の変化をつかんでいる。	
	生徒たちを複数の目で見るなど、教室以外での生徒の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	生徒と信頼関係ができており、生徒が悩みを相談している。	
	生徒が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	生徒や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。	
	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
指導体制	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
学校外連携	ＰＴＡや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

２　いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた生徒の安全確保がなされている。	
いじめを受けた生徒から、いじめの内容について十分に話を聞くことができている。	
市町村教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた生徒からいじめを受けた生徒と同じ内容の話を聞くことができている。	
当該生徒の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制の下、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた生徒や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
市町村教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
ＰＴＡと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組めている。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組めている。	
市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた生徒がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた生徒の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。	

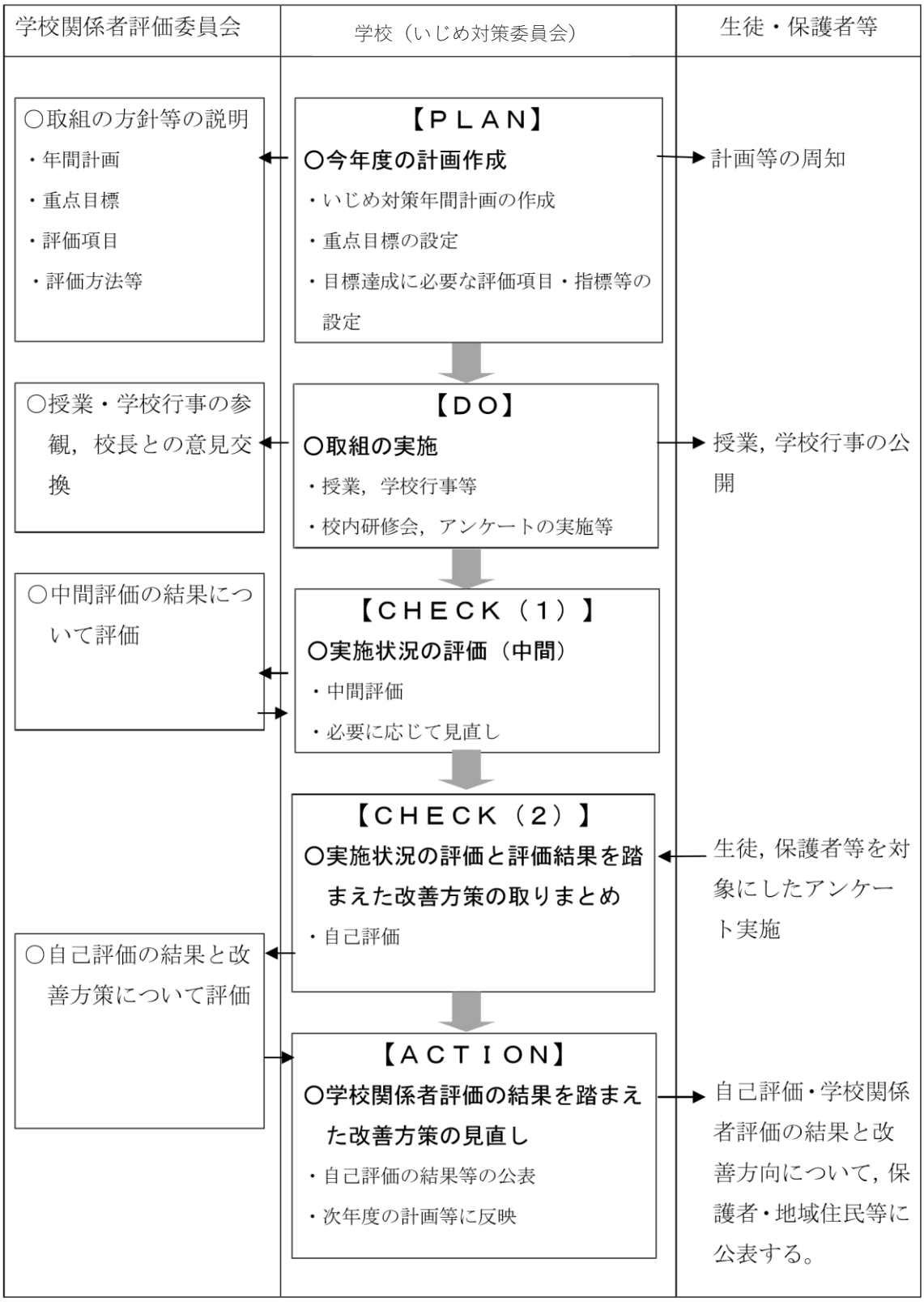
〈資料５〉いじめ対策年間計画 ■：教職員間の活動 ○：生徒、教師、保護者の活動

	実施計画		留意点等
３月 ４月	■小学校との生徒の情報交換 指導記録の引継 ■生徒理解会議（生徒指導研修会） いじめ対策に係る共通理解 いじめ対策委員会設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ○生活アンケート	担当・養教 職員会議等 始業式等 学級活動 学年 PTA	・いじめの実態や人間関係の把握 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 ・学年 PTA 資料に〈資料３〉いじめ発見のためのチェックシートをつけ、実際にチェックしてもらう。
５月	■校内研修「いじめの未然防止」 ○行事等を通した人間関係づくり ○中総体に向けて ○第１回「安心して過ごせる学校を目指して」の生活アンケートの実施と対応（市教委） ○Hyper-QU の実施	集団宿泊・旅行的行事 勤労奉仕的行事 部活動等	・望ましい人間関係づくり ・修学旅行・職場体験・宿泊研修
６月	○話合い活動「学級の諸問題」 ○生活アンケート ○いじめＣＭ作成	学級活動	・６月は人間関係に変化が表れやすい時期である。 ・異学年交流を通した人間関係づくりを図る。
７月	○いじめ・長欠対策委員会の実施 ○学校運営協議会 ○三者面談 ○生活アンケート	学年 PTA 教育相談	・学校の現状と問題点 ・いじめ調査結果について ・学年PTA資料に〈資料３〉いじめ発見のためのチェックシートをつけ、実際にチェックしてもらう。
８月	■Hyper-QU を活用した研修会の開催 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 ○生活アンケート	生徒理解 学級活動	・生徒理解を図る。 ・夏休みのしおりを点検し、生徒の変化を確認する。
９月	■校内研修「教育相談と生徒理解」 ○行事等を通した人間関係づくり ○生活アンケート	生徒理解 運動会 新人大会	・夏休み後であることから、必要に応じて教育相談を実施する。
10 月	○行事等（石中フェス〔合唱含〕）を通した人間関係づくり ○第２回「安心して過ごせる学校を目指して」の生活アンケート」実施と対応 （市教委） ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 ○Hyper-QU の実施 ○生活アンケート	石中フェス 職員会議等	・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。

11 月	○教育相談の実施 ○生活アンケート	学級活動 教育相談	・生徒の人間関係の変化に留意する。
12 月	○人権週間（人権意識啓発活動） ○生活アンケート ○学校評価の実施（生徒・保護者アンケート） ■Hyper-QU を活用した研修会の開催	学年 PTA 生徒理解	・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。 ・生徒理解を図る。
１月	○冬休み明けの生徒の変化の把握 ○いじめ標語の作成 ○生活アンケート	学級活動 生徒会活動	・冬休みのしおりを点検し、生徒の変化を確認する。
２月	○話合い活動「学級の諸問題」 ○生活アンケート	学級活動 学年 PTA	・望ましい人間関係 ・学年 PTA 資料に〈資料３〉いじめ発見のためのチェックシートをつけ、実際にチェックしてもらう。
３月	○生活アンケート ■記録の整理、引継資料の作成 ■小中連絡会の開催		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐ

※ 月１回学校生活アンケートを実施し、いじめの早期発見と、学級経営等の参考にする。

〈資料６〉学校評価の進め方（例）



〈資料７〉重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」　【いじめを受けた生徒用】

令和　　年　　月　　日

時刻：　　時　分から　　時　分まで

記録者：（　　）

年　　組　氏名（　　）

＜された場面＞

日時 （いつ頃から）	場所	誰にどんなことをされたか・誰にどんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月　日　時			

＜説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）＞

〈メモ〉

「聞き取りシート」【いじめた生徒・傍観していた生徒用】

令和　　年　　月　　日

時刻：　時　分から　時　分まで

記録者：（　　）

　　年　　組　氏名（　　）

＜いじめに至ったきっかけ＞

＜行った、または、見た場面＞

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月　　日　　時			

＜説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）＞

〈メモ〉

学校生活アンケート質問項目

1　学校は楽しいですか？（１つ選択）

ア すごく楽しい　　イ 楽しい　　ウ まあまあ楽しい　　エ 楽しくない

2　学校で楽しいと思う時間にチェックをしてください。（複数選択可）

ア 全部楽しい　　イ 授業時間　　ウ 休み時間　　エ 給食時間

オ 放課後　　カ 部活動　　その他：

3 最近、友達から嫌がることをされたことがありますか？（複数選択可）

ア されたことはない　　イ 悪口や意地悪なことを言われた

ウ たたかれたり、押されたりした　エ 無視された

オ おかしくないのに笑われた　　カ 持ち物を隠された　　その他：

4　あなたは最近、友達が嫌がることをしたことはありますか？（複数選択可）

ア　したことはない　　イ　悪口やいじわるなことを言った

ウ　たたいたり，押したりした　　エ　無視した

オ　おかしくないのに笑った　　カ　持ち物を隠した　　その他：

5　最近、友達が嫌がることをされているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？

（複数選択可）

ア ない　　イ 悪口やいじわるをされていた

ウ たたかれたり押されたりしていた　エ 無視されていた

オ おかしくないのに笑われていた　　カ 持ち物を隠されていた　　その他：

6　あなたの学校は、どのくらい安心といえますか？（一つ選択）

ア 安心　　イ ほぼ安心　　ウ 少し心配　　エ 心配

7　あなたの学級は、どのくらい安心といえますか？（一つ選択）

ア 安心　　イ ほぼ安心　　ウ 少し心配　　エ 心配

8　学校や学級で、楽しく安心して過ごすために、どんな工夫があればいいでしょうか。

安心して過ごせる学校を目指してアンケート

みなさんは、いま、学校がたのしいですか。
学校は、お友だち と なかよくべんきょうしたり、あそんだりして、いっしょに せいちょう していくところです。
いやなこと をしたり、されたり しないで、なかよく、たのしく学校生活をおくりましょう。

○ あなたの学年をえらんでください。（１つだけ○でかこむ）

1年　2年　3年　4年　5年　6年

1 学校は楽しいですか。（１つだけ○でかこむ）

すごく楽しい　楽しい　まあまあ楽しい　楽しくない

2 学校で楽しいと思う時間はいつですか。
あてはまるもの全部に○をつけましょう。

（　）全部の時間
（　）授業時間
（　）給食時間
（　）放課後
（　）その他（　　）

3 最近友達からいやがることをされたことがありますか。
あてはまるもの全部に○をつけましょう。

（　）されたことはない
（　）悪口やいじわるなことを言われた。
（　）たたかれたり、おされたりした。
（　）むしされた。
（　）おかしくないのに笑われた。
（　）持ち物をかくされた。
（　）その他（　　）

4　あなたはこのごろ、友達がいやがることをしましたか。
　　あてはまるもの全部に○をつけましょう。

（　　）したことはない。
（　　）悪口やいじわるなことを言った。
（　　）たたいたり、おしたりした。
（　　）むしした。
（　　）おかしくないのに笑った。
（　　）持ち物をかくした。
（　　）その他（　　）

5　あなたの学校は、どのくらい安心と言えますか。
安心　　ほぼ安心　　少し心配　　心配

6　あなたの学級は、どのくらい安心と言えますか。
安心　　ほぼ安心　　少し心配　　心配

7　学校や学級で楽しく安心して過ごすためにどんなくふうがあればいいでしょうか。

質問はこれで終わりです。ありがとうございました。

学校における取組のポイント

石越中学校

１ いじめの防止

（１）職員の共通理解

① いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

② いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、常日頃から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。

（２）未然防止の基本となる学校づくり

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行う。

① 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

② 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

③ 生徒会活動を通して、いじめについて学級全体で話し合うなどして、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

④ 生徒会執行部を中心に、いじめを生まない学校づくりを目指して、トラブルゼロ宣言を考え生徒総会で宣言をする。また、全校生徒が日々、心にとめて生活できるように掲示し、年度末には振り返りも行う。

⑤ 生徒会執行部を中心に、生徒総会で正しいタブレット学習の心得を行い、いじめをはじめとするトラブルの未然防止に努める。

（３）いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。

① 生徒が他者の役に立ったり、周囲に認められたりする機会を積極的に設け、生徒の自己有用感と自己肯定感を高める。

② 他者の気持ちを考え、他者の痛みを自分の痛みとして共感することができる豊かな情操を養う。

③ 他者の良さを理解し、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

④ 他者との意見の違いがあっても建設的に調整できるコミュニケーション能力を育てる。

⑤ 道徳研修授業を通し、校長や教頭を含め全職員で生徒の豊かでしなやかな心の育成を目指す。

2　早期発見

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを積極的に認知する。

（1） 生徒が日頃からいじめや悩みを訴えやすい雰囲気をつくる。

（2） 月１回のアンケート調査や定期的な教育相談等を実施する。

（3） 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

（4） 日頃から生徒の様子に注意深く目を配る。

（5） 普段から担任と生徒がラポートをとれるように努める。

3　いじめに対する措置

（1）いじめの発見・通報を受けたとき　【速やかに組織的に対応する】

① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

② 生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

③ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

④ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校内で直ちに情報を共有する。

⑤ 速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

⑥ 事実関係を迅速に被害・加害生徒の保護者に連絡する。

（2）いじめを受けた生徒への対応　【徹底して守り通す】

① いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

② いじめを受けた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室で指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりする。

③ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでいじめが続くケースも少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

⑤ ３か月を目安に、校内での様子やアンケート調査、本人への聞きとりなどからいじめの解消について確認し、保護者に連絡をする。解消と判断した場合も、今後いじめが繰り返されることがないよう見守り、指導していくことを伝える。

（３）いじめた生徒への指導 【丁寧かつ毅然とした態度で指導する】

① いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

② 生徒がいじめを行うに至った背景等も踏まえ、丁寧な対応を心掛ける。

③ 事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

④ いじめの状況に応じて、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

相談する場合：いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき

通報する場合：生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

（４）いじめが起きた集団への指導 【自分の問題として捉えさせる】

① たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

② はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

４ ネット上のいじめへの対応

（１） ネット上の不適切な書き込み等を直ちに削除したり、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

（２） 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

（３） メールやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじめを防止するため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対する啓発活動の充実を図る。

５ その他の留意事項

（１） 担任等が問題等をひとりで抱え込むことなく、学校全体で一致協力していじめへの対応できるよう生徒指導体制の確立を図る。

（２） 全ての教職員の共通認識を図るため、生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。

（３） いじめの早期発見、いじめを受けた生徒の心のケア等に資するため、教育相談体制の充実を図る。

（４） 教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう校務の効率化を図る。

（５） 学校評価及び職員評価において、いじめ防止等への取組状況について評価し、改善に努める。

（６） 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃から家庭や地域へ積極的に公表し、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。